

○再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状の請求等について

平成30年3月5日

道本刑第3833号（生企合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、性犯罪、組織犯罪その他の再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状請求時の被疑事実の要旨の記載方法については、「再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状の請求等について」（平24. 12. 27道本刑第2620号。以下「旧通達」という。）に基づいて行ってきたところであるが、引き続き、下記事項に配意の上、再被害防止に万全を期した運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 被疑事実の要旨の記載について

被疑事実の要旨の記載に当たっては、犯罪事実が特定され、他の犯罪事実との識別が可能でなければならないことに十分留意しつつ、当該事案において、再被害防止の配慮の必要性が高いかどうかを検討し、

○被疑者に知られていない被害者の氏名ではなく、被疑者が了知している旧姓、著名な芸能人や作家等の通称名等を用いること

○被疑者に知られていない被害者等の住所、居所を記載しない、又は「北海道内において」等の概括的な表記にとどめること

など、その表記方法について事案に応じて柔軟に検討すること。

2 被害者等の意向への配慮について

被害者等が自己に関する情報について被疑者に知られたくない旨の意向を示した場合には、上申書、供述調書、捜査報告書等において当該意向を記録化することなどにより、部内において確実に周知するとともに、検察官や裁判官に伝達するなどの配慮をすること。

3 本部事件主管課等との連携

本通達に基づく措置が必要と認められる場合には、事前に本部事件主管課に報告し、記載方法等に関する検討を行うなど連携を密にし、適正な捜査手続による再被害の防止措置に配慮すること。

4 北海道警察再被害防止要綱の適正な運用

再被害防止への配慮が必要と判断される事案については、「北海道警察再被害防止要綱の制定について」（平25. 11. 22道本刑第2229号。以下「要綱」という。）に基づき、当該被害者を再被害防止対象者に指定することを検討するなど要綱の適正な運用に努められたい。